

平成 26 年 4 月 18 日

市内共同生活援助事業所 御中

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

平成 26 年度介護給付等の算定に係る体制に関する届出書の記載について（通知）

平素は本市の障害福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、こちらの案内不足もあり誤った記載が散見されましたので、改めて次のとおり通知いたします。御確認の上、適切な御対応をお願いいたします。

○ 夜間支援体制等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について

当該加算は「1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じて算定する」とされており、ここでいう“夜間支援対象利用者の数”とは、“現に入居している利用者の数”ではなく、“夜間支援対象利用者の前年度における平均”を指します（前年度途中で定員の増員を行った場合を除く）。

平成 25 年度までの「夜間支援体制加算」では、“現に夜間支援を行っている対象者数”により算定していたため、扱いが異なりますので御注意ください。

- ・体制届を未提出の事業所においては、この点に御留意いただき、作成してください。
- ・体制届を既に提出済みの事業所は、改めて御確認いただき、修正がある場合は差替えをお願いします（平成 26 年 4 月 25 日必着）。

※確認が必要な書式・・・別紙 1（その 3）「訓練等給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（その 3）」  
別紙 3 3「夜間支援等体制加算に係る体制」

以上、お手数をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。

川崎市障害計画課 岡崎担当

FAX 044-200-3932

訓練等給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (その3)

当該事業所の地域区分	選択してください
------------	----------

事業所全体の状況

類型	加算等	該当の可否	
包括・外部	福祉専門職員配置等加算	(I)	
		(II)	
	自立生活支援体制加算の有無		
	職員欠如減算の有無		
	地域生活移行個別支援特別加算の有無		
	経過的居宅介護利用型の別		
	医療連携体制加算 (V)		
包括	通勤者生活支援加算		
包括	個人単位で居宅介護等を利用する特例適用 (平成27年3月31日まで)		
包括	世話人等配置基準	4:1	
		5:1	
		6:1	
外部	世話人等配置基準	4:1	
		5:1	
		6:1	
		10:1	

福祉・介護職員処遇改善加算対象	1 なし 2 あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり
キャリアパス区分	
1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす)	
2. II (キャリアパス要件を満たさない)	
3. II (定量的要件を満たさない)	
4. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない)	

注1 処遇改善に係る加算を算定する場合は、「処遇改善加算」と「処遇改善特別加算」のどちらか一つのみ算定可能であることに留意すること。  
 注2 「処遇改善加算」を算定する場合は、「キャリアパス区分」のいずれかを選択すること。

【類型】

- ・包括：指定共同生活援助（介護サービス包括型）
- ・外部：外部サービス利用型指定共同生活援助

住居ごとの状況

共同生活住居		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	適用開始日
名称	名称											
	定員 (サテライト含まず)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	サテライトの人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
平成18年9月30日以前から設置												
大規模住居減算について	該当の別											
	定員	8人以上										
		21人以上										
		一体的に運営されている住居の合算定員が21人以上										
重度障害者支援加算の有無												
夜間支援等本算I	該当無し											
	1人の夜勤者が支援する対象者の合計	4人以下										
		5人										
		6人										
		7人										
		8~10人										
		11~13人										
		14~16人										
		17~20人										
21~30人												
夜間支援等本算II	該当無し											
	1人の宿直者が支援する対象者の合計	4人以下										
		5人										
		6人										
		7人										
		8~10人										
		11~13人										
		14~16人										
17~20人												
21~30人												
夜間支援等本算III												

この人数は前年度の平均です

注1 事業所ごとに作成し提出してください。

注2 「地域区分」欄は、所在市区町村の級地をプルダウンメニューから選択してください。

注3 共同生活住居が10ヶ所以上ある場合は別業にしてください。

## 夜間支援等体制加算に係る体制

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う状況ごとに、本表を作成し提出してください。  
 ※例えば、夜間支援従事者AとBがそれぞれ別の共同生活住居の夜間支援を行う場合、本表を2枚作成することになります。  
 (同一住居で夜間支援従事者を複数人配置した場合も人数分の本表が必要になります。)
- 要件を満たしている場合、住居ごとに、夜間支援等体制加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれか1つのみ算定できます。

※色のついたセルのみ記入

事業所名			枚中	枚
夜間従事者の勤務形態 (夜勤か宿直どちらかに○)	夜間支援等体制加算Ⅰ該当 <b>夜勤</b>		夜間支援等体制加算Ⅱ該当 <b>宿直</b>	
夜間支援体制の確保が必要な理由				
夜間支援体制の実施期間				
夜間支援体制を確保している時間				

1人の夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居の状況  
 (定員ではなくサテライト型住居の人数を含めた利用者数を入力してください)

※利用者数の算定の仕方(平成26年度より)

- ・ 現に入居している利用者数ではなく、住居ごとの前年度の平均利用者数を用いて入力してください。
- ・ 新規の場合、入居利用者の増減(一定期間続くことが明らか)等の場合は見込み数を用いて入力してください。
- ・ 平均利用者数を算出する際は少数点第1位を四捨五入してください。

	住居名称	前年度平均利用者数
①共同生活住居		人
②共同生活住居		人
③共同生活住居		人
④共同生活住居		人
⑤共同生活住居		人
合計		0人

1人の夜間支援従事者が夜間支援を行う状況

夜間支援従事者が配置されている住居		共同生活住居	(住居名称)				
複数の住居の夜間支援を行っている場合、配置住居から各住居までの移動時間	共同生活住居	まで	分	共同生活住居	まで	分	
	共同生活住居	まで	分	共同生活住居	まで	分	
配置住居から各住居との連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)							

夜間支援等体制加算(Ⅲ)	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制の確保の具体的方法	
--------------	-------------------------------------	--

【夜間支援等体制加算ⅠまたはⅡ】(すべて満たす)

- ① 夜間支援従事者が共同生活住居(サテライト型住居除く)に配置されている(自宅にあっては加算の対象にならない)
- ② 利用者の就寝前から翌朝の起床後(22:00~翌日5:00)まで、専従の夜間支援従事者が配置されている(利用者がいる夜は毎日)
- ③ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の利用者を支援する場合は、住居が概ね10分以内の地理条件にある
- ④ 利用者の呼び出し等に速やかに対応できる
- ⑤ 1人の夜間支援従事者が支援を行える住居は5か所まで(サテライト型住居数は本体住居と併せて1か所)支援できる利用者は20人まで(複数の住居の支援をする場合)又は30人まで(1か所の住居の支援をする場合)
- ⑥ 1人の夜間支援従事者が複数の住居の支援を行う場合、少なくとも一晩につき1回以上は巡回する(サテライト型住居については、入居している利用者の意向、状態等を勘察した上で、巡回の必要性を判断して差し支えない)

【夜間支援体制加算Ⅲ】

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じたときに、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に算定する。

## 留意事項通知（抜粋）

新	旧
<p><u>の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</u></p> <p><u>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</u></p> <p><u>ウ 加算の算定方法</u></p> <p><u>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、<u>第二の1の(5)</u>を準用して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</u></p> <p><u>1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事</u></p>	

新	旧
<p>者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>また、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居に入居する利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額  → <math>1,570 \text{人} \div 365 \text{日} = 4.3 \text{人}</math>。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人以下の加算額(336単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県</p>	

第二の1の(5)

新	旧
<p>に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援(在宅において利用する場合の支援を除く)、就労継続支援A型又は就労継続支援B型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」という。)</p> <p>(二) 利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援(以下「施設外就労」という。)</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p> <p>③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第</p>	<p>に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援(在宅において利用する場合の支援を除く)、就労継続支援A型又は就労継続支援B型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」という。)</p> <p>(二) 利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援(以下「施設外就労」という。)</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p> <p>③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第</p>

新	旧
<p>2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(三) なお、これにより難しい合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)⑨及び(6)⑬(二)を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(四) また、特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定す</p>	<p>2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、<u>共同生活介護</u>、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(三) なお、これにより難しい合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)⑨及び(6)⑬(二)を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(四) また、特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定す</p>